

愛知県里親支援センター設置運営要綱

(目的)

第1条 里親支援センターは、里親支援事業を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）に従事する者（以下「里親等」という。）、その養育される児童（以下「里子等」という。）並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的とする施設とする。

(設置及び運営の主体)

第2条 設置及び運営の主体は、社会福祉法人等であって、知事が適当と認めた者とする。

(名称)

第3条 施設名称に「里親支援センター」の文言を含めること。

(設備)

第4条 里親支援センターは、次の設備を設けるものとする。

- (1) 事務室
- (2) 里親等及び里子等並びに里親になろうとする者(以下「利用者」という。)が訪問できる相談室等
- (3) その他、事業を実施するために必要な設備

ただし、児童福祉施設、その他の社会福祉施設に附置する場合は、入所者等の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し支えない。

また、設備については利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮するものとする。

(開所時間等)

第5条 里親支援センターは、週5日間・平均40時間以上の開所を原則とする。

- 2 平日の昼間に相談することが困難な利用者に対する相談支援を行えるよう、土曜、日曜及び祝日等に開所する等相談支援体制に配慮するよう努めること。また、利用者に緊急の事態が発生した際には、連絡が取れる体制を整備するよう努めること。
- 3 年末年始等の休業については、別途県と協議を行うことができるものとする。

(職員)

第6条 里親支援センターには、センターの長のほか、里親制度等普及促進担当者(里親リクルーター)、里親等支援員及び里親研修等担当者(里親トレーナー)を置かなければならない。なお、これらの者は専任かつ常勤とする。

(1) 里親支援センターの長は、次のいずれかに該当し、かつ、里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有する者とする。

ア 児童福祉法（以下「法」という。）第13条第3項各号のいずれかに該当する者

イ 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下同じ。）の養育の経験を有する者又はファミリーホームの養育者等（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の10に規定する養育者等をいう。以下同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 知事がア又はイに該当する者と同様以上の能力を有すると認める者

(2) 里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

イ 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、知事がア又はイに該当する者と同様以上の能力（里親制度等以外の分野において、当該分野の普及促進又は営業活動等を行った経験を含む。）を有すると認める者

(3) 里親等支援員は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

イ 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 里親等への支援の実施に関して、知事がア又はイに該当する者と同様以上の能力を有すると認める者

(4) 里親研修等担当者（里親トレーナー）は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

イ 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、知事がア又はイに該当する者と同様以上の能力を有すると認める者

- 2 里親支援センターは、加配対象として県が別に指定する登録里親世帯数が 60 世帯を超える場合は、61 世帯から 20 世帯増える毎に里親等支援員 1 人を加配するよう努めること。
- 3 里親支援センターは、県と協議の上、国が定める「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（令和 6 年 4 月 8 日こ支第 234 号こども家庭庁支援局長通知）、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」（令和 3 年 3 月 8 日子発 308 第 4 号厚生労働省子ども家庭局長通知）及び「児童福祉施設（こども家庭庁支援局家庭福祉課所管施設）における施設機能強化推進費について」（昭和 62 年 5 月 20 日児発第 450 号厚生省児童家庭局長通知）に基づく、加配職員を置くことができる。

（業務内容）

第 7 条 里親支援センターは、以下に定める業務を全て実施するものとする。

なお、「里親支援センターの設置運営について」（令和 6 年 3 月 29 日こ支家第 181 号こども家庭庁支援局長通知）及び「「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン」について」（令和 6 年 3 月 29 日こ支家第 185 号こども家庭庁支援局長通知）の別添「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の内容を十分に踏まえて実施すること。

（1）里親制度等普及促進・リクルート業務

① 目的

里親制度その他の児童の養育に必要な制度（以下「里親制度等」という。）の普及及び里親委託の推進のため、里親制度等への社会の理解を深め、里親となることを希望する者を確保するための積極的なリクルート活動を展開する。

また、里親登録希望者に対しては、里親登録の手続き等に関するガイダンスや登録前の調査を行い、里親登録へとつなげる。

② 内容

ア 里親制度等に関する講演会の開催等の里親制度等の広報活動

イ 里親登録希望者に対する電話相談や個別相談、ガイダンス

ウ 里親登録前の面接調査及び家庭訪問調査

エ 里親の認定を審議する愛知県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査部会に提出する書類の作成補助

③ 留意事項

ア 創意工夫を凝らし、地元には本社のある企業へのアプローチやターゲットを絞ったリクルート活動など、より柔軟かつ戦略的な広報活動を展開すること。

イ 講演会や説明会等の実施期間、回数等について、より多くの県民が参加できるよう配慮すること。

ウ 一時保護委託やショートステイ等を含め、短期間の養育を行う里親の役割についても周知を図り、短期間の養育が可能な里親の掘り起こしを図ること。

エ 里親登録前の面接調査及び家庭訪問調査の結果については、報告書に取りまとめ、児童相談所へ提出すること。

(2) 里親等研修・トレーニング業務

① 目的

里親登録及び更新に必要となる基礎研修、登録前研修及び更新研修を実施するとともに、里親の養育技術の維持・向上を図るための研修等を実施する。

また、子どもが委託されていない里親（以下「未委託里親」という。）に対し、子どもを委託された際に直面する様々な事例に対応するトレーニング等を実施し、更なる里親委託の推進を図る。

② 内容

ア 養育里親研修及び養子縁組里親研修

養育里親及び養子縁組里親の新規登録希望者を対象とした「基礎研修・登録前研修」、登録更新を希望する者を対象とした「更新研修」を実施する。

研修の対象者、実施方法等については、「養育里親研修制度の運営について」（平成 21 年 3 月 31 日雇児発第 0331009 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「養子縁組里親研修制度の運営について」（平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 37 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により定められたものとする。

イ 専門里親研修

専門里親の登録更新を希望する者を対象とした「更新研修」を実施する。

研修の対象者、実施方法等については、「専門里親研修制度の運営について」（平成 14 年 9 月 5 日雇児発第 0905003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により定められたものとする。

ウ 養育技術の維持・向上を図るための研修・トレーニング

子どもを受託している里親の養育技術の向上や養育負担の軽減を目的とした各種研修・トレーニング（例 ペアレント・プログラム）などを企画・実施する。

エ 未委託里親トレーニング

未委託里親の養育技術の習熟度を向上させ、里親委託に結びつけることを目的に、トレーニングの受講希望者に対し、事例検討やロールプレイ、外部講師による講義、施設等における実習など、効果的なプログラムを企画・実施する。

③ 留意事項

ア 「養育里親研修及び養子縁組里親研修」及び「専門里親研修」の実施時期、回数、内容等については、県と協議の上実施すること。

イ 各種研修・トレーニングを実施した場合は、実施状況や効果等を報告書に取りまとめ、児童相談所へ提出すること。

ウ 未委託里親トレーニングの実施に当たっては、実施期間を通じて里親の養育技

術の習熟度や課題、委託に関する意向等を把握した上で、未委託里親トレーニング報告書に取りまとめ、児童相談所へ提出すること。

エ 研修等については、県が適当と認める者に再委託することができる。

オ 受講料部分について受講者に負担を求めないこと。

(3) 里親等委託推進業務

① 目的

里親委託が適切であると児童相談所が判断した子どもを里親へ委託するに当たり、子どもと里親との交流や関係調整を十分に行うこと等により、最も適した里親を選定する。

② 内容

ア 登録里親家庭の状況一覧表の作成及び管理

担当する里親世帯における子どもの受託状況や家庭状況等に関する一覧表を作成の上、面接等で把握した情報を元に当該一覧表を随時更新し、児童相談所と共有する。

イ 受託意向調査の実施

里親の受託意向を確認するための受託意向等アンケート調査を年に1回は実施するとともに、少なくとも年に1回は家庭訪問を実施し、実際の委託に繋げるため、里親の意向とニーズの調整等を行う。

ウ 委託候補里親の選定

里親委託が適切であると児童相談所が判断した子どもについて、児童相談所からの説明を基に、その子どもに適した委託候補里親を選定し、委託候補とすることの同意を得た上で、児童相談所に提案するとともに、委託に向けた調整又はその支援を行う。

なお、委託候補里親は、児童相談所の意向を踏まえ、必要に応じ複数人提案するよう努めること。

エ 一時保護が必要な子どもに適した委託候補里親についての情報提供

一時保護が必要と児童相談所が判断した子どもについて、児童相談所からの説明を基に、委託候補となり得る里親を選定し、児童相談所に情報提供する。

なお、委託候補となり得る里親は、児童相談所の意向を踏まえ、必要に応じ複数人提案するよう努めること。

オ 委託開始前の面会・交流支援

児童相談所が決定した委託候補里親と子どもの委託前の交流支援を行う。また、委託候補里親に対し、子どもに関する情報や養育上の留意点を伝えながら、面会等の交流を実施し、子どもと里親の段階的な関係づくりを支援するとともに、里親家庭に対し、子どもを迎える準備を支援する。

なお、支援の実施状況については、随時児童相談所へ報告する。

カ 未委託里親への支援

家庭訪問等により未委託里親の状況を定期的に把握し、委託が可能となるよう助

言や指導を行うとともに、必要に応じて未委託里親トレーニングの受講を勧奨する。

キ 週末里親の調整

児童養護施設等に入所する子どもが家庭環境での生活を経験すること等を目的として、週末等の短期間、里親宅で生活する取組（週末里親）について、里親支援専門相談員等の施設職員と連携し、里親とのマッチング等の調整を行う。

ク 自立支援計画への助言等

里親等へ委託された子どもの養育の内容や自立に向けた支援内容等について記載した自立支援計画（養育計画書）を児童相談所が策定・定期的な見直しをする際に連携を図るとともに、自立支援計画に基づき行われる里親等の養育に対する支援を行うこと。

連携に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

- ・児童相談所が自立支援計画を策定する際、子ども及び里親等の意向が十分に尊重されるよう把握に努めるとともに、適宜児童相談所へ情報提供すること。
- ・子ども及び里親等の生活全般についての解決すべき課題を明らかにした上で、支援の目標並びに達成時期、具体的な支援の内容等について、児童相談所と共有すること。
- ・自立支援計画策定後に計画が適切に実行されているか十分把握するとともに、目的の達成状況などから、支援効果について客観的な評価を行った上で児童相談所へ情報提供を行うこと。

ケ 里親委託等推進委員会等の開催又は参画

関係機関と連携し、里親等への委託を円滑に進めるため、里親委託等推進委員会へ参画し、また、その他里親支援に関する会議を開催、参画することにより、里親支援に必要な取組の検討や情報提供等を図る。

コ 上記のほか、里親等に対し、施設に入所している子どもとの交流の機会を設けるなど、子どもや施設に対する理解を深めるための取組を実施すること。

③ 留意事項

ア 委託候補里親の選定に当たっては、随時必要な情報を児童相談所に確認するとともに、必要に応じて助言を求めること。また、子どもの最善の利益が確保されるよう、子どもと里親等との交流や関係調整を十分に行うこと。

イ 委託候補里親と子どもの委託前における面会や交流、外泊については、児童相談所や児童養護施設等と連携しながら、相性確認等を行い、最適な里親への委託となるよう努めること。

(4) 里親等養育支援業務

① 目的

里親等が子どもの養育に悩んだ際に、一人で抱え込むのではなく、子育ての悩みを相談しながら、社会的につながりを持ち、孤立しないようにするため、里親等相互の相談援助や生活援助、交流の促進など、子どもの養育に関する支援を実施することによりその負担を軽減し、適切な養育を確保する。

② 内容

ア 里親等への訪問支援

子どもの委託を受けている里親等のほか、ショートステイやレスパイト・ケア、一時保護委託など短期間の養育を行う里親等からの相談に応じるとともに、里親等を定期的に訪問して子どもの状況把握や里親等への助言、指導等を行う。

なお、里親の負担を軽減するため、里親又は里親経験等を有する者の中から、里親家庭への訪問による援助を実施する者（里親ヘルパー）を選定、研修の上登録し、里親からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談など相互援助活動を行う。

イ レスパイト・ケアの利用支援

里親等に対するレスパイト・ケアについて、委託を受けている里親等に対する事業の紹介や利用申請の支援及び管轄児童相談所との連携による実施施設又は里親等の選定や調整を行い、円滑な実施を支援すること。

ウ 短期間の養育を行う里親の選定等

市町村が里親へ短期間の養育を委託する場合において、市町村から依頼のあった際、児童相談所や市町村と連携し、受入れが可能な里親の選定や連絡調整等の必要な協力を行う。

エ 里親等の相互交流支援

里親等や里親となることを希望する者が集い、養育についての話し合いを行う等の相互の交流会を定期的（月3回以上）に開催し、情報交換や養育技術の向上を図るほか、里親子の交流を深める。

なお、月1回は各児童相談所を開催場所とすること。

オ 親子再統合に向けた面会交流支援

児童相談所が親子再統合に向けて支援している子どもに対し、保護者と子どもの面会交流のための場所の確保を含めた調整を行うなど、里親等と協力して、実親子の面会交流を支援する。

なお、交流前後の子どもの心身の状況等に応じて、里親等が様々な場面で適切な対応を行うことができるよう、助言や相談等の支援を行う。

③ 留意事項

ア 児童相談所や関係機関の協力の下、支援を担当する里親等を訪問するなど、日頃から信頼関係の構築に努めること。

イ 里親等への定期的な訪問による相談等の支援は、児童相談所と分担連携して行うこと。この際、分担のあり方について児童相談所と十分に協議を行った上で、児童相談所による支援が特に必要な場合を除いては、里親支援センターが主体的に支援を行うこと。

ウ 里親等への訪問により、児童相談所による指導が必要であると認められた場合や、当該里親等による養育が不適切であると認められた場合は、速やかに児童相談所に報告すること。特に、子どもの生命に重大な危険が生じる恐れや、緊急一時保護の必要性が高いなどの事情を察知した場合は、即時に児童相談所に連絡し、連携して対応すること。

エ 里親等の相互援助活動については、県と協議の上実施すること。

オ 里親等の相互の交流会は、里親等の意見を尊重するとともに、児童相談所や里親会と連携を取りながら開催すること。

(5) 里親等委託児童自立支援業務

① 目的

里親等へ委託されている子ども等又は里親等への委託を解除された子ども等に対し、委託中からそれぞれの課題に応じた自立支援を行うとともに、委託解除後の継続的な状況把握と必要な支援を行うことにより、将来の自立に結びつける。

② 内容

ア 自立支援計画への助言及び進行管理

イ 子どもの学習・進学支援、職業指導、就労支援等に関する社会資源等や他機関との連携

ウ 高校中退者など個別対応が必要な子どもに対する生活支援、再進学又は就労支援等

エ 委託解除前からの自立に向けた相談支援

オ 委託解除後の継続的な状況把握及び相談援助

カ その他子ども等の自立支援に資する業務

③ 留意事項

社会的養護自立支援拠点事業者と情報共有に努め、適宜連携を図ること。

(留意事項)

第8条

(1) 職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た情報等を漏らすことがないよう、職員又は職員であった者に対し、個人情報等の取扱い等について守秘義務を課すこと。

なお、業務の一部を委託する場合は、委託先との契約においても守秘義務を課すこと。

(2) 都道府県、市町村、児童相談所、及び里子等の通学する学校並びに必要なに応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等及び里子等並びに里親になろうとする者への支援に当たらなければならない。

特に、児童相談所と連携した対応が重要であることから、児童相談所から里親等及び里子等並びに里親になろうとする者の情報を積極的に取得するとともに、児童相談所においては、里親等及び里子等並びに里親になろうとする者に関する必要な情報について、里親支援センターと適切に共有するものとする。

(3) 里親委託の推進や地域の里親支援に資する情報の共有等を行うための会議を児童相談所と定期的実施すること。

(関係機関との連携)

第9条 里親支援センターは、児童相談所、市町村、他の里親支援センター、里親会等の

関係機関と相互に協力し、緊密な連携を図るよう努めること。

(運営規程)

第10条 事業者は、事業の運営方針、職員の職務内容、支援内容、金銭及び物品の管理方法、書類・電子データの保管方法、支援対象者の権利擁護に関する事項など、事業の適正な運営に必要な規程を定めること。

(守秘義務)

第11条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第14条の2の規定により、児童福祉施設の職員としての秘密保持義務の規定が適用されることに留意すること。

(良質な里親支援の提供)

第12条 里親支援センター長は、職員に対して、本事業の実施にあたり必要な知識・技術の習得・向上を図るための研修を受講させるなど、良質な里親支援を提供するよう努めること。

(事業実施報告)

第13条 事業者は、毎年度、当該年度の事業実施内容や支援実績等を記載した（指定の様式による）報告書を翌年度の4月30日までに県に提出すること。

(関係書類の整備)

第14条 事業者は次の書類を備えるとともに、各号に定める期間適切に保管すること。

(1) 本事業実施に係る収支に関する帳簿及びその他本事業の実施に際して必要となる諸記録（事業実施年度の翌年度から起算して5年間）

(2) 利用者に対する支援の記録（里親登録消除年度の翌年度から起算して5年間）

2 里親支援センター及び児童相談所が保有する書類及び電子データの共有方法については、里親支援センター及び県並びに児童相談所が協議の上、決定することとする。

(実施状況の聴取及び調査)

第15条 知事は、必要に応じて里親支援センターに対して、里親支援センターの実施状況の聴取及び調査を行うことができる。

(事業の委託)

第16条 事業を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできない。ただし、事業を効果的・効率的に行う上で必要な部分については、県の承認を得た上で、委託することができる。

(第三者評価)

第 17 条 事業者は、「里親支援センターにおける自己評価及び第三者評価の実施について」（令和 6 年 12 月 20 日こ支家第 541 号こども家庭庁支援局長通知）に基づき、毎年度自ら業務の質の評価を行うとともに、3 年に 1 回以上、外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ること。

（経費）

第 18 条 県は、法第 50 条第 1 項第 7 号に基づき、里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用を「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和 5 年 5 月 10 日こ支家第 47 号こども家庭庁長官通知）により支弁する。請求事務については「児童保護措置費等請求事務取扱要領」（昭和 47 年 9 月 1 日付け 47 児第 24 号民生部長通知）によるものとする。

（本要綱に定めがない事項の取り扱い）

第 19 条 本要綱に定めのない事項及び本要綱に定める内容について疑義が生じたときは、県と事業者が協議の上、定めることとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。